



# 北海道大学

## 国立大学法人北海道大学 研究費不正使用防止計画

平成22年10月27日  
(平成23年12月21日改訂)  
(平成25年7月22日改訂)  
(平成26年7月30日改訂)  
国立大学法人北海道大学

## 1. 目的

「国立大学法人北海道大学研究費不正使用防止計画」（以下「研究費不正使用防止計画」という。）は、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用を発生させる要因を減少させ、研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施します。

## 2. 基本方針

- ①本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められています。その責務に応えるため、研究費の不正使用を発生させない環境を醸成し、その維持に努めます。
- ②国民の税金が原資である研究費の使途については、国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められています。一人の不正行為が、研究グループ、最終的には本学全体の研究活動の停滞等を招くという自覚を持って頂くとともに、万が一不正使用が発生した場合には、本学は断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底します。
- ③日頃より教員と事務職員あるいは事務局と部局が互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐため不断の努力を行います。

## 3. 研究費不正使用防止計画

### 3-1. 組織内の責任体制の明確化

#### ①最高管理責任者

本学の研究費の運営・管理について最終責任を負う者です。国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程（以下「研究費不正使用規程」）という。）第4条の定めにより、本学における研究費の不正使用の防止を総括する総長がその責を担います。

[役割] 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### ②統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者です。研究費不正使用規程第5条の定めにより、本学における研究費の不正使用を防止するための適切な措置を講じるよう総長が指名する理事がその責を担います。平成26年4月1日現在、川端和重理事が指名されています。

[役割] 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者で、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

#### ③コンプライアンス推進責任者

各部局等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者です。研究費不正使用規程第6条の定めにより、部局等の長がその責を担います。

[役割] 統括管理責任者の指示の下、

- 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、部局等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。



**【参考】**

◇研究費不正使用規程（第2条第3項）に規定されている部局等の長は、従前通り研究費の不正使用を防止するための適切な措置を講じることに変わりありませんが、以下については組織の規模等を考慮し、当面は、コンプライアンス推進責任者の設置及び不正防止対策の実施状況報告は不要とします。

- ・各学部、各学院、公共政策学教育部
- ・附属図書館

**④コンプライアンス推進副責任者**

コンプライアンス推進責任者の統括の下、実際に管理監督を行う者です。

コンプライアンス推進責任者は、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するため、複数の副責任者を任命することができます。

ただし、副責任者のうち最低1名は、予算執行管理を行う者として、各部局等の事務長（部を置く事務部においては課長）を任命し、予算の執行状況を適時に報告できる体制を整備してください。

各部局等において想定される管理運営体制を次頁の図に示していますので、実情に応じた体制を整備してください。

**⑤防止計画推進部署**

大学全体の観点から研究費不正使用防止計画を推進する部署です。国立大学法人北海道大学総長室規程第3条第3項第7号の定めにより、研究費の不正使用の防止に関する事項について企画及び立案等を行うことを任務とする研究戦略室がその責を担います。

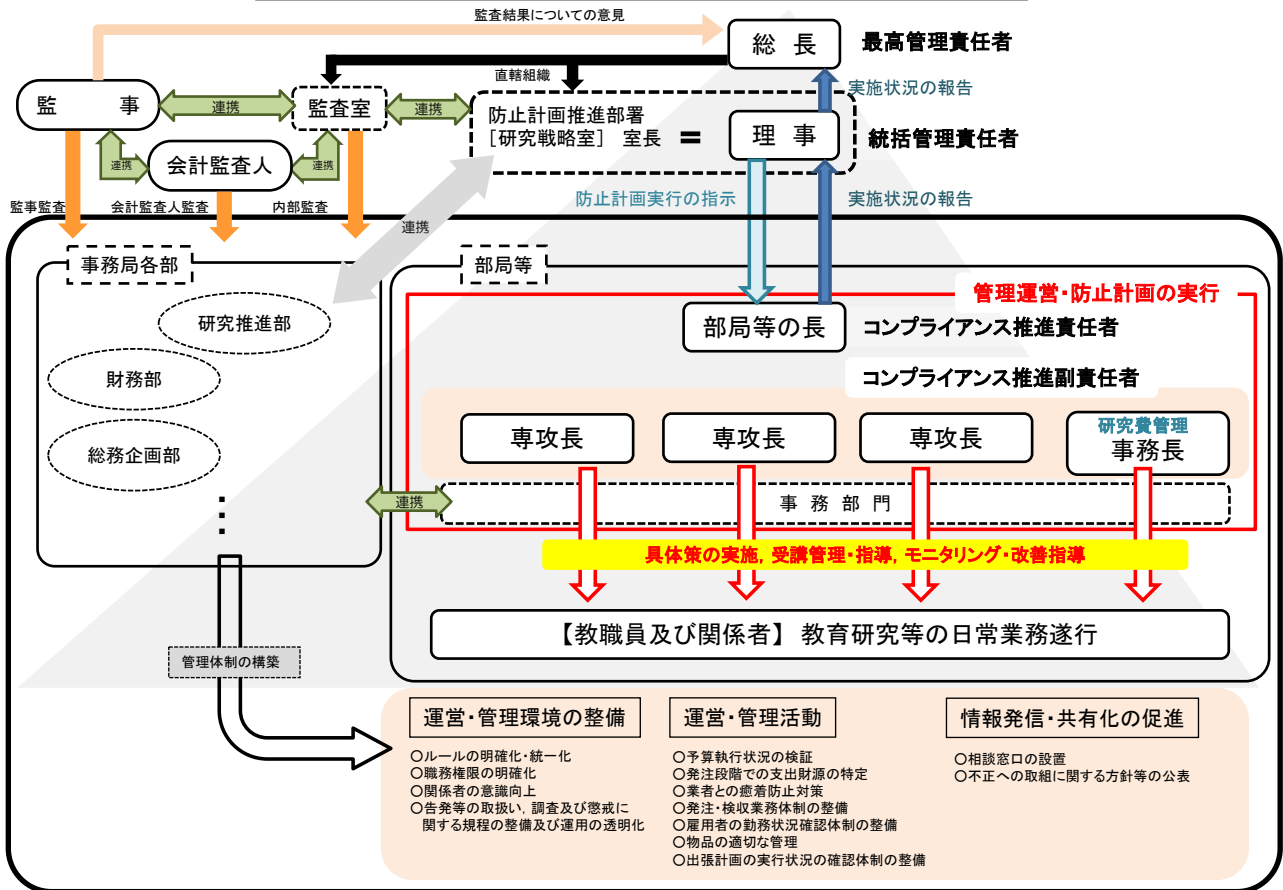
なお、研究戦略室長は、統括管理責任者である川端和重理事です。

※国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程参照 URL

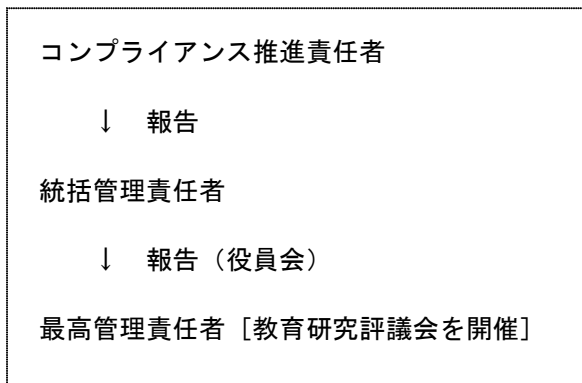
[http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki\\_honbun/u010RG00000683.html](http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html)



# 国立大学法人北海道大学における研究費不正使用防止管理体制



- ◇ 最高管理責任者は、統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者が一堂に会する教育研究評議会の場を活用し、各責任者から報告を受ける。
- ◇ 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者からの実施状況報告をもとに、防止計画推進部署の研究戦略室において改善点の有無等を検討し、その結果について、役員会で最高管理責任者に報告する。また、教育研究評議会において、全学的な実施状況等をフィードバックする。



3-2. 適切な運営・管理の基盤となる環境整備のための取組み

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>[第2節(1)①②]</p> <p>○ルールが明確化・統一化されていない。</p> <p>○ルールと運用の実態が乖離している。</p>	<p>○平成17年10月に各部局等における会計事務処理の実態について聞き取り調査を実施しました。その結果を踏まえ、「国立大学法人北海道大学会計規則」を改正するとともに「国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）」を作成し、ルールの明確化・統一化を図っています。【H19.4～】</p> <p>なお、会計業務マニュアルは最低でも半年に一度改正を実施し、実態と乖離しないよう見直しを図っています。</p> <p>○「国立大学法人北海道大学研究費補助金事務取扱要項」を制定し、本学における競争的資金等に係る取扱いに関し必要な事項を定めています。【H24.2～】</p> <p>○「国立大学法人北海道大学受託研究取扱規程」を制定し、本学における受託研究に係る取扱いに関し必要な事項を定めています。【S46.1～】</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計規則 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000477.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000477.html</a></li> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学研究費補助金事務取扱要項【学内のみ参照可】 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/research/josei/kakenjosei/gakunai/02_toriatukai240401.pdf">http://www.hokudai.ac.jp/research/josei/kakenjosei/gakunai/02_toriatukai240401.pdf</a></li> </ul>
<p>[第2節(1)③]</p> <p>○ルールの全体像が体系化されていない、体系化されていてもそれが適切に関係者に周知されていない。</p>	<p>○会計処理に係るルールの全体像は、「国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）」により体系化を図っており、大学全体の規則・規程類も規則集として体系化しています。</p> <p>会計業務マニュアルと規則集はホームページに掲載しています。【H19.4～、規則集はH16.4～】</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準（会計業務マニュアル）【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/</a></li> <li>・国立大学法人北海道大学規則集 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_taikei/default.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_taikei/default.html</a></li> </ul>
<p>[第2節(2)①～④]</p> <p>○事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっていない。</p> <p>○業務分担の実態と職務分掌の間に乖離が生じている。</p>	<p>○各部局等の会計事務処理の実態調査を実施した上で、業務分担の実態と乖離が生じないよう「国立大学法人北海道大学における財務及び会計に関する職務権限規程」を制定しています。これに加</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学における財務及び会計に関する職務権限規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000659.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000659.html</a></li> </ul>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>[第2節(3)①~④]</p> <p>○研究費の不正使用問題に対する関係者の意識が高くない。</p> <p>○関係者が行動規範や研究費の使用ルールをどの程度理解しているか確認できていない。</p>	<p>え、前述の会計業務マニュアルの作成により、職務権限及び業務分担を明確化しています。【H19.4~】</p> <p>なお、職務権限規程は必要に応じて改正を実施し、実態と乖離しないよう見直しを図っています。</p> <p>また、職務権限規程において、教員発注における当該教員の権限と責任を明確化し、当該規程をホームページに掲載するとともに、研究費使用ハンドブックや研究費不正使用防止研修の中で説明しています。</p> <p>○研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、研究費不正使用防止研修(e-learning研修)を実施しており、本学職員が外部資金に応募する場合、応募前の受講を義務付けています。</p> <p>本研修の受講状況については、各部局等で常時把握できる体制をとっています。</p> <p>本研修では理解度テスト(全20問・3択)を実施し、全問正解した時点で受講完了となります。また、全学的な解答(正誤)状況の把握も可能です。</p> <p>本研修では最初に誓約書に同意することとしています。</p> <p>○研究費の使用にあたっての複雑なルールをできるだけわかりやすく記載し、教職員の理解を深めてもらうことを目的に「研究費使用ハンドブック」を作成し、冊子体で配布するとともに、ホームページに掲載しています。</p> <p>【H25.3~】</p> <p>○本学において研究活動を行うすべての科学者の研究活動上の責任を簡潔に示すため「北海道大学における科学</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費不正使用防止研修 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/kensyu/">http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/kensyu/</a></li> </ul> <p>○「研究費の運営・管理に関わる全ての構成員」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員, 特任教員</li> <li>②事務職員, 技術職員, 専門職, 契約職員, 短時間勤務職員, 嘱託職員のうち, 外部資金に応募する者又は予算の執行権利のある者(主に研究者)若しくは業務上, 経費の執行等に携わる者(主に外部資金・会計・研究協力系の事務職員)</li> <li>③名誉教授, 日本学術振興会特別研究員, その他の者(専門研究員等)で予算の執行権利がある者</li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費使用ハンドブック <a href="http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/handbook/k">http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/handbook/k</a></li> </ul>



不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>[第2節(4)①②]</p> <p>○学内外から研究費不正使用に関する申立てを受付ける窓口が設置されていない。</p> <p>○不正使用申立て窓口が学内外に周知されていない。</p> <p>[第2節(4)③④⑤]</p> <p>○研究費不正使用発生時の調査手続及び不正使用認定後の懲戒手続に関する規程整備ができていない、またその運用が透明化されていない。</p>	<p>者の行動規範」を策定し、周知活動の一環としてホームページに掲載しています。 【H21.6～】</p> <p>○本学の全構成員（本学に所属する研究者、事務職員、技術職員、その他関連する者）を対象とした「北海道大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を制定します。</p> <p>○学外の法律事務所に委嘱し、不正使用申立て窓口を設置しており、窓口で告発等を受付けた場合は、最高管理責任者等に伝わる体制になっています。【H19.8～】</p> <p>○不正使用申立て窓口をホームページ上で公開していません。【H19.8～】</p> <p>○調査手続については「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」に定めています。 ○懲戒等手続については、各職員就業規則に種別等を、「国立大学法人北海道大学職員の懲戒の手続きに関する規程」、「国立大学法人北海道大学における教員の人事に関する特例規則」及び「国立大学法人北海道大学における教員の人事等に関する特例規則に基づく審査規程」に詳細な手続きを定めており、それぞれホームページに</p>	<p>enkyu_handbook.pdf</p> <p>○参照 URL ・北海道大学における科学者の行動規範 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/standards/kihan.pdf">http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/standards/kihan.pdf</a></p> <p>○不正使用申立て窓口（H26.4 現在） 坂本・松田法律事務所 札幌市中央区大通西 13 丁目 4 番地 レジディア大通公園 3 階 電話 011-251-3116 FAX 011-251-3118</p> <p>○参照 URL <a href="http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/contact/">http://www.hokudai.ac.jp/research/injustice/contact/</a></p> <p>○参照 URL ・国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html</a> ・各職員就業規則 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_taikei/r_taikei_05.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_taikei/r_taikei_05.html</a> ・国立大学法人北海道大学職員の懲戒の手続きに関する規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_hon">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_hon</a></p>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
	掲載しています。【研究費不正使用規程 H19.7～, それ以外 H16.4～】	bun/u010RG00000461.html ・国立大学法人北海道大学における教員の人事等に関する特例規則 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000452.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000452.html</a> ・国立大学法人北海道大学における教員の人事等に関する特例規則に基づく審査規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000473.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000473.html</a>

### 3-3. 研究費の適正な運営・管理活動のための取組み

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
[第4節①] ○予算の執行が特定の時期に偏っていないか等, 予算の執行状況を検証できる体制や仕組みが整備されていない。 ○競争的資金等が集中している研究室等を把握できる体制が整備されていない。	○財務会計システムにより, 予算の執行状況の把握が可能な体制・仕組みが整備されており, ホームページ上の「NC 学校会計くん WEB」から確認可能としています。また, 事務部門では, 所掌する部局の全ての研究費の執行状況の把握が可能です。【H16.4～】 ○各部局等に設置するコンプライアンス推進副責任者のうち, 最低1名は予算執行管理を行う者として各部局等の事務長(部を置く事務部においては課長)を任命し, 予算の執行状況を適時に報告できる体制を整備します。 ○外部資金については, 12月1日時点の執行状況を確認しており, 執行率が70%未満の研究課題については, 計画的な執行を行うよう研究者へ促すようにしている。執行率が30%未満の研究課題については, さらに費目明細書を提出させることで, 今後の執行見込みを確認している。ま	○参照 URL ・NC 学校会計くん WEB【学内のみ利用可】 SSO(シングルサインオン)システムからログイン



不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>○受託研究・共同研究・競争的資金による研究等を円滑に開始できる仕組みが整備されていない(契約・採択から研究費の受領、研究の開始までに空白期間が生じる)。</p> <p>[第4節②]</p> <p>○発注段階で支払財源が特定されていない。</p> <p>[第4節③]</p> <p>○研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。</p> <p>○不正な取引に関与した業者に対する処分方針を機関として定めていない。</p>	<p>た、繰越申請について、部局事務部を通じて外部資金戦略課にて随時相談を受け付ける体制になっています。</p> <p>○研究費を受領するまでの間、研究の実施に必要な資金を本学の余裕金をもって一時的に立替えする制度を設けています。【H16.12～】</p> <p>○発注段階で支払財源が特定されるよう、教員による発注(以下「教員発注」という。)の際には、発注先に対し必ず支払財源等の予算情報を伝えなければならないこととしています。【H19.4～】</p> <p>○「国立大学法人北海道大学役員倫理規程」において、役員が利害関係者から金品又は物品等の贈与を受けることをはじめとし、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を行うことを禁止することを定め、当該規程をホームページに掲載する等により、業者との癒着防止対策の一つとしています。【H16.4～】</p> <p>○「物品購入等契約に係る取引停止の措置基準」において、架空請求等の不正行為を行った場合には取引停止を行うことを定めており、当該措置基準をホームページに掲載する等により、取引先が不正行為に加担することに対し抑止効果が発揮されることを期待しています。【H19.4</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準(会計業務マニュアル) 2. 予算 2-6 研究費等の立替 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-6.pdf</a></li> <li>2-7 科学研究費補助金等の立替 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-7.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/2/2-7.pdf</a></li> </ul> <p>【学内のみ参照可】</p> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準(会計業務マニュアル) 5. 契約 5-6 購入依頼手続き【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学役員倫理規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000465.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000465.html</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い(抜粋) <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/kouhyou/teishikijun.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~chotatsu/kouhyou/teishikijun.pdf</a></li> </ul>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局 ～]	備 考
<p>○取引先業者の管理が不十分である。</p> <p>○教員と取引先とが日常的に接触する機会が過大である。</p> <p>[第4節④～⑦]</p> <p>○無制限・無制約な状況で教員発注が行われる。</p>	<p>○主要取引先の選定にあたっては、関係法令に基づく元帳・財務諸表等の保管状況、架空伝票の作成出来ない牽制体制の確立、営業担当者への教育状況等、コンプライアンス体制を審査しています。 【H25.4～】</p> <p>○主要取引先に対しては、本学の取扱いや研究費の使用ルールを周知徹底し、取引基本契約に違背した場合は、取引を停止する等の措置を講じることとしています。【H19.4～】</p> <p>また、本学に係る預け金等不適切な取引の有無を確認するため元帳や財務諸表等の会計帳票類の提出を義務付けています。【H25.4～】</p> <p>○営業担当者への説明会を定期的で開催して、本学の取引制度を周知しています。 【H23.10～】</p> <p>○主要取引先を対象に、納品受付センターにおいて、本学構内に入出構する車両への積載物の確認を行っています。また、営業担当者等の入出構時に管理簿への記帳（目的等）を義務付けています。 【H24.4～】</p> <p>○本学と取引のある全ての一般取引先に、適正取引に関する誓約書の提出を義務付けています。【H25.3～】</p> <p>○インターネットを利用し発注等を行う「電子購買システム」を平成26年度から導入し、複数部局での試行を経た後、10月から全部局での本格稼働を開始する予定です。 システムの導入により、予算の執行状況を把握する仕組み・体制を強化します。</p> <p>○教員発注については、1件100万円未満でかつ発注先を本学と「取引基本契約」を取り</p>	<p>○参照 URL</p> <p>・国立大学法人北海道大学 会計業務実施基準（会計業務マニュアル）5. 契約 5-6 購入依頼手続き【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf</a></p> <p>○参照 URL</p> <p>・国立大学法人北海道大学 会計業務実施基準（会計業</p>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>○発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムが構築されていない。</p> <p>○現物照合及び検査（検収）後、物品が納品されないまま業者によって持帰られ、代金のみが請求される（架空納品・架空請求）。</p> <p>○受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底等、検収業務が形骸化している。</p>	<p>○平成 19 年 4 月に設置した納品受付センターの業務を検査（検収）の機能に変更し、センター未経由（直送物品等）以外の検査（検収）は、事務部門が実施することになります。【H26. 4～】</p> <p>○検査（検収）の際、配送車両に不自然な商品が積載されていないか等を確認することで、物品の持ち帰りによる架空納品が行われることのないよう牽制可能な体制を採っています。【H19. 4～】</p> <p>○納品検収センターでの開封が困難な冷蔵・冷凍試薬、滅菌物品等については、都度、納品検収センター職員が営業担当者と研究室等に出向いて、納品場所で当該納品物品の現物照合及び検査（検収）を行っています。【H23. 10～】</p> <p>○主に主要取引先が納品する理化学関係の消耗品を対象として、納品検収センターで現物照合及び検査（検収）を行ったことを示すため、納品物品に油性ペイント等によるマーキングを実施しています。【H25. 3～】</p> <p>○メーカーからの直送品等納品検収センター未経由の納品物品は、発注した教員等と異なる第三者の教職員による当該納品物品の納品確認を義務付けています。【25. 3～】</p> <p>○契約手続き等が行われていない資産管理対象物品（10 万円以上の備品）が学内に持ち込まれることを防ぐため、取引先業者に対し、納品書へ</p>	<p>務マニュアル）5. 契約 5-6 購入依頼手続き【学内のみ参照可】  <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/5/5-6.pdf</a></p>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>○同一の研究室における、同一業者・同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者に発注が偏っていないか等、発注状況を確認できる体制が整備されていない。</p> <p>○データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検等、特殊な役割契約に対する検収が不十分である。</p>	<p>のシリアル番号の附記を義務付けています。【H25.3～】</p> <p>○主要取引先を対象に、納品検収センターでの現物照合及び検査（検収）後、定期的に納品検収センター職員が営業担当者と研究室等に出向いて、納品場所への納品状況を確認しています。【H23.10～】</p> <p>○年度末等において同一教員等が大量に発注した消耗品の納品時に、納品検収センター職員が取引先の営業担当者等と納品場所に同行して納品状況を確認しています。【H25.3～】</p> <p>○主に教員等発注による理化学販売業者の試薬等の納品物品から対象を抽出して、契約担当部署職員が納品場所に赴き使用状況を確認しています。【H25.4～】</p> <p>○調達課に調査統計担当を設置し、常時発注状況の確認を行い、異常や疑問が生じた場合は関係者へのヒアリングを行っています。また、取引先監理担当を設置し、取引先との取引状況の実態把握、分析、不正防止に向けた企画・立案について専門に行うこととし、異常や疑問等の問題発生時には、当該取引先からヒアリングを行う等、体制を強化しています。【H24.4～】</p> <p>○検査（検収）に必要な履行内容については、客観的に確認できる資料（成果報告書、作業報告書等）により履行内容を確認しています。なお、当該資料による確認が困難な案件については、発注を依頼した教員が所属する研究室等ではなく、別の研究室等に所属する専門的知識・技術を有する教員を検査職員として委任し、検査（検収）を実施する体制とします（当該体制で実施するため、会計業務</p>	

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>[第4節⑧] ○研究支援者等の勤務実態を事務側で把握できていない。</p> <p>[第4節⑨] ○換金性の高い物品（パソコン等）について、適切な管理方法が定められていない。定められていても周知されていない。</p> <p>[第4節⑩] ○研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できていない。</p> <p>[第4節] ○個人依存度が強い、あるいは閉鎖的な職場環境や、牽制が効きづらい研究環境になっている。</p>	<p>マニュアルを平成26年度早期に改正する予定)。</p> <p>○随時、事務職員が謝金業務の事実関係を現認することができるよう、業務開始前の謝金支給事前届出書の提出を制度化しています。【H19.4～】</p> <p>○非常勤雇用者の雇用管理（労働条件の説明・出勤簿確認等）については、事務部門が行う体制になっています。</p> <p>○購入依頼データを入力する際に、件名の頭に【PC】、【ソフト】と付記することにより、事後に債務計上データから抽出しての事後検証を可能としています。</p> <p>○旅行者は、特段の理由がない限り旅行開始前に旅費システムを使用して当該旅行を申請し、旅行命令を受けなければならないこととしており、旅行終了後は旅費システムにより出張報告を行わなければならないこととしています。【H17.4～】</p> <p>○航空機利用の場合は、原則として領収書及び搭乗半券を徴取しています。【H19.4～】</p> <p>○各部局等の現状を把握したうえで、必要に応じ対策を講じます。</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学会計業務実施基準(会計業務マニュアル) 6. その他 6-1 謝金【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/6/6-1.pdf">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~zaimu/manual/6/6-1.pdf</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学旅費規則 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000482.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000482.html</a></li> <li>・旅費システム HP【学内のみ参照可】 <a href="http://north.finance.hokudai.ac.jp/~ryohi/">http://north.finance.hokudai.ac.jp/~ryohi/</a></li> </ul>

### 3-4. 情報発信・共有化の促進のための取組み

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>[第5節①] ○研究費の使用に関するルールや事務処理手続き等について、相談を受け付ける窓口が設置されていない。</p>	<p>○研究費の使用に関するルールや事務処理手続き等について、研究者が日常的に相談を行いやすいよう、研究者が所属する部局等の事務担当</p>	<p>○参照 URL <a href="http://www.hokudai.ac.jp/research/josei/soudan/">http://www.hokudai.ac.jp/research/josei/soudan/</a></p>

不正使用を発生させる要因	不正使用の発生要因を減少するための取組み [防止計画推進部署・事務局]	備 考
<p>○相談窓口が周知されていない。</p> <p>[第5節②]</p> <p>○研究費不正への取組みに関する本学の方針及び意思決定手続きが学外に公表されていない。</p> <p>○不正使用に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制が構築されていない。</p>	<p>部署を窓口とし、研究推進部外部資金戦略課が総括しています。【H16.4～】</p> <p>○相談窓口をホームページ上で公開しています。【H19.8～】</p> <p>○本学の方針及び意思決定手続きを研究費不正使用規程の中で定め、当該規程をホームページに掲載し、公開しています。【H19.7～】</p> <p>○研究費不正使用規程において、不正使用に係る調査、認定結果を最高管理責任者（総長）に報告することを定めています。【H19.7～】</p>	<p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程 <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html</a></li> </ul> <p>○参照 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程第16条（認定結果の報告） <a href="http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html">http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000683.html</a></li> </ul>

### 3-5. 各部署等における取組み

コンプライアンス推進責任者は、本研究費不正使用防止計画に基づき、自己の管理監督又は指導する部署等における不正防止対策を実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告します。別に定める実施状況報告書による年1回の報告を基本とし、別途統括管理責任者が指示します。

### 3-6. 適切なモニタリング体制の実現のための取組み

本学の内部監査を担当する監査室において、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、内部統制の実効性の検証等適切なモニタリングが実施できるよう、防止計画推進部署は情報の提供等に努めます。

また、防止計画推進部署と監査室がそれぞれの視点で実施している不正防止策に係る情報共有及び意見交換を行う場を設け、連携を強化します。

## 4. 研究費不正使用防止計画の見直し

本研究費不正使用防止計画は、コンプライアンス推進責任者からの報告及び文部科学省からの情報提供や他の機関における対応等を参考にしつつ、必要に応じて不断の見直しを行います。